

稚内市中小企業振興助成金（人材確保等支援事業助成金）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、稚内市中小企業振興基本条例（平成29年稚内市条例第11号）第5条第4号に掲げる基本方針に基づき、中小企業者等が事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、経営者及び従業員を研修に参加させる事業、合同企業説明会等に出展する事業又はインターンシップを受け入れる事業の実施に必要な経費に対して稚内市中小企業振興助成金（人材確保等支援事業助成金）（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- （2）公的機関 営利を目的としない公共的な活動を営む機関をいう。

（助成対象者）

第3 助成金の交付を受けることができる者は、中小企業者その他市長が適当と認める者（以下「中小企業者等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- （1）稚内市内に主たる事務所を有する個人又は法人であること。
- （2）市税等の滞納がないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に係る者でないこと。
- （4）フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者でないこと。

（助成対象事業）

第4 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、国、道、市等の他の助成制度の適用を受けている場合は、助成対象事業としない。

- （1）中小企業者等が独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校等の公的機関が実施する研修（法令により義務付けられている研修及び受講したことを証明する修了証等が発行されない研修を除く。）に経営者及び従業員（市外で勤務しているこれらの者を除く。）を参加させる事業（以下「研修参加事業」という。）
- （2）中小企業者等が事業活動に必要な人材を確保するために、合同企業説明会等（離職者、転職希望者、大学等の卒業予定者その他の就職希望者へ

企業説明等を行うことを目的に、市外において、かつ、広く一般に公開されている催しその他これに準ずる催しをいう。以下同じ。)に出展する事業をいう。(以下「合同企業説明会等出展事業」という。)

- (3) 中小企業者等が人材を確保し、及び採用後のミスマッチを解消するため、学生(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校に在籍する者をいう。以下同じ。)のインターンシップ(市内において実施する就業体験(採用予定者の事前研修の一環として行われるものを除く。)をいう。)を受け入れる事業(以下「インターンシップ受入事業」という。)

(助成対象経費)

第5 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(助成金の交付額)

第6 研修参加事業に係る助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1以内の額であって、受講者1人につき3万円を超えず、かつ、15万円を超えない額とする。

- 2 合同企業説明会等出展事業に係る助成金の交付額は、助成対象経費の3分の2以内の額であって、30万円を超えない額とする。
- 3 合同企業説明会等出展事業に係る助成金の助成回数は、各中小企業者等につき1会計年度において、1回とする。
- 4 インターンシップ受入事業に係る助成金の交付額は、助成対象経費の3分の2以内の額であって、学生1人につき5万円を超えず、かつ、15万円を超えない額とする。
- 5 助成金の交付額の総額は、当該年度の予算で定める額を超えることができない。

(交付の申請)

第7 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象事業開始日の2日前(土曜、日曜、祝日及び12月30日から翌年1月5日までの日数は、算入しない。)までに助成金の交付の申請をしなければならない。

- 2 稚内市補助金等交付規則(平成17年稚内市規則第18号)第6条第1項第4号に掲げる市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 研修参加事業 受講申込書の写し、受講料を明らかにすることができる書類、市税等を滞納していないことを証明する書類及び別記様式の勤務地証明書

(2) 合同企業説明会等出展事業 合同企業説明会等の募集要項、合同企業説明会等の出展申込書の写し及び市税等を滞納していないことを証明する

書類

- (3) インターンシップ受入事業 実習日ごとの実習内容が分かる書類、学生であることを証明する書類及び市税等を滞納していないことを証明する書類

(実績報告の提出)

第8 稚内市補助金等交付規則第16条第3号に掲げる市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 研修参加事業 各経費の支払を証明する書類及び受講した公的機関から発行される修了証等の写し
- (2) 合同企業説明会等出展事業 各経費の支払を証明する書類及び出展状況等の確認ができる写真
- (3) インターンシップ受入事業 各経費の支払を証明する書類及び実習状況等の確認ができる写真

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成17年稚内市訓令第7号）に定めるところによる。

附 則（平成29年3月29日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5関係）

助成対象事業	助成対象経費
研修参加事業	旅費（市外で開催される場合に限る。） 受講料
合同企業説明会等出展事業	旅費 出展小間料 消耗品費 備品借用費 通信運搬費 小間装飾費 市長が特に必要と認める経費
インターンシップ受入事業	旅費（学生に対し支給したのものに限る。） 保険料 教材費 市長が特に必要と認める経費

別記様式（第7関係） **【別添】**